

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第6区分  
 【発行日】令和4年8月17日(2022.8.17)

【公開番号】特開2020-132275(P2020-132275A)  
 【公開日】令和2年8月31日(2020.8.31)  
 【年通号数】公開・登録公報2020-035  
 【出願番号】特願2020-53898(P2020-53898)  
 【国際特許分類】

**B 6 5 D 33/00(2006.01)**

**B 6 5 D 30/28(2006.01)**

**B 6 5 D 75/62(2006.01)**

**B 6 5 D 85/50(2006.01)**

10

【F I】

B 6 5 D 33/00 C

B 6 5 D 30/28 L

B 6 5 D 75/62 A

B 6 5 D 85/50 1 0 0

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年8月8日(2022.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一端側よりも他端側が幅広となる形状を有する一対のシートが重ね合わせられ、一端側の頂部接合部と両側縁の側部接合部により三方が封止され、他端側が開口部となる袋本体と、頂部接合部から突出する各シートの突出片で構成されるヘッダ部とを備える食品用包装袋において、

30

一方のシートは、ヘッダ部に、切込線の形成により形成される遊離片であって、曲げると開いて開口を形成する遊離片を備えるとともに、一方のシートの内面に、遊離片からシートの他端側にかけて開封用条体を備え、

開封用条体の一端部は、切込線から一方のシートの外面側に突出して開封用の摘み片となる

ことを特徴とする食品用包装袋。

【請求項2】

切込線は、両端点が頂部接合部に接近する形状を有し、

40

これにより、遊離片は、切込線の両端点間を固定端とし、頂部接合部から離間する一端側を自由端とする形状を有する

請求項1に記載の食品用包装袋。

【請求項3】

開封用条体は、一方のシートの内面に、遊離片から開封用条体の他端側の所定範囲で接合され、

接合部の一端縁と切込線との間に、所定幅の非接合部が介在する

請求項1又は請求項2に記載の食品用包装袋。

【請求項4】

開封用条体の幅は、切込線の両端点間の間隔よりも小さく、

50

これにより、開封用条体の各側縁と切込線の各端点との間に、所定幅の間隙部が介在する

請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 項に記載の食品用包装袋。

【請求項 5】

一端側よりも他端側が幅広となる形状を有する一对のシートが重ね合わせられ、一端側の頂部接合部と両側縁の側部接合部により三方が封止され、他端側が開口部となる袋本体と、頂部接合部から突出する各シートの突出片で構成されるヘッダ部とを備える食品用包装袋において、

一方のシートは、ヘッダ部に、開口を備えるとともに、一方のシートの内面に、開口からシートの他端側にかけて開封用条体を備え、

開封用条体の一端部は、開口から一方のシートの外面側に突出して開封用の摘み片となる

ことを特徴とする食品用包装袋。

【請求項 6】

開封用条体の一端部は、この一端部の周辺領域から識別可能な表示部を備える

請求項 1 ないし請求項 5 のいずれか 1 項に記載の食品用包装袋。

【請求項 7】

一对のシートの各シートは、複数枚のシートを端部同士を接合して一枚のシートにしたものである

請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の食品用包装袋。

【請求項 8】

複数枚のシートのうちの一部のシートは、紙のシートであり、他部のシートは、プラスチックシートである

請求項 7 に記載の食品用包装袋。

10

20

30

40

50